資料７

経済産業省

工業用水道事業における官民連携の推進と今後の取組等について

経済産業省
経済産業政策局　地域産業基盤整備課

令和８年１１月１０日

１．工業用水道分野における民間活用の現状

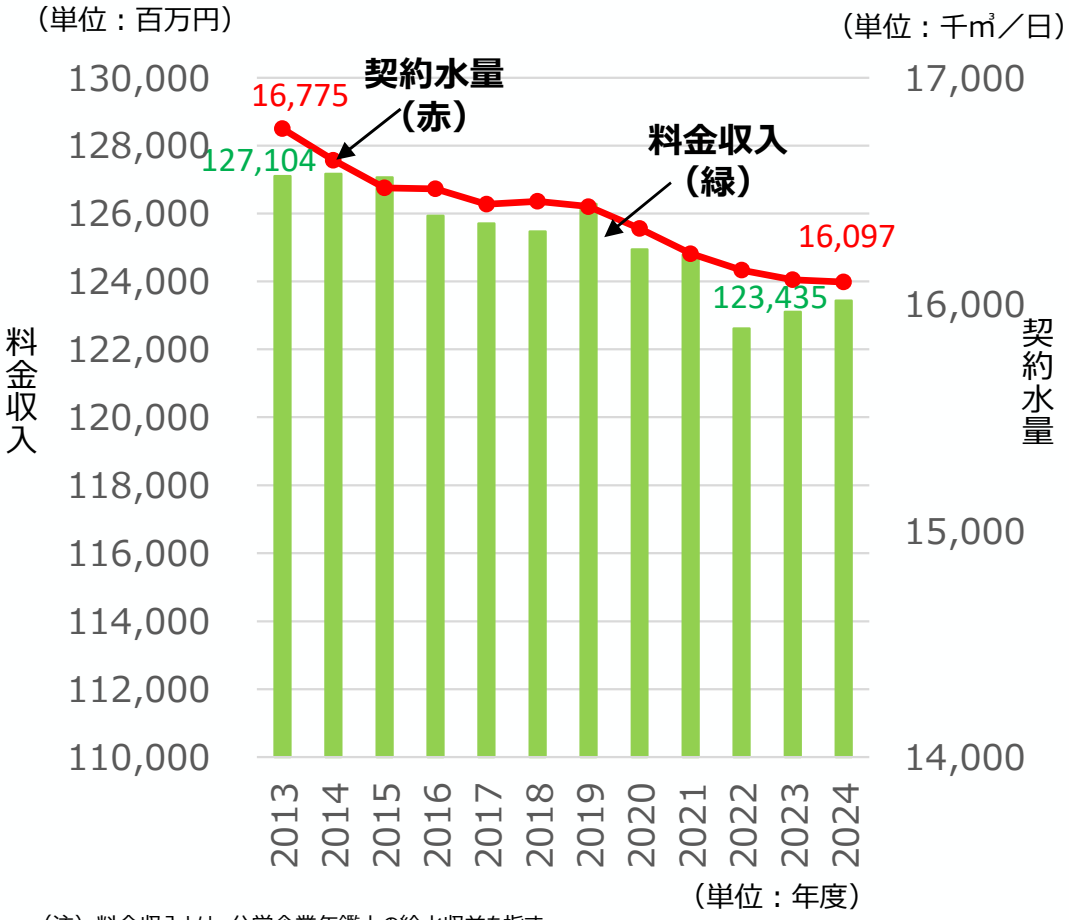
２．官民連携の促進について

３．経済産業省での支援制度等

工業用水道事業の状況（料金収入・契約水量、職員数）

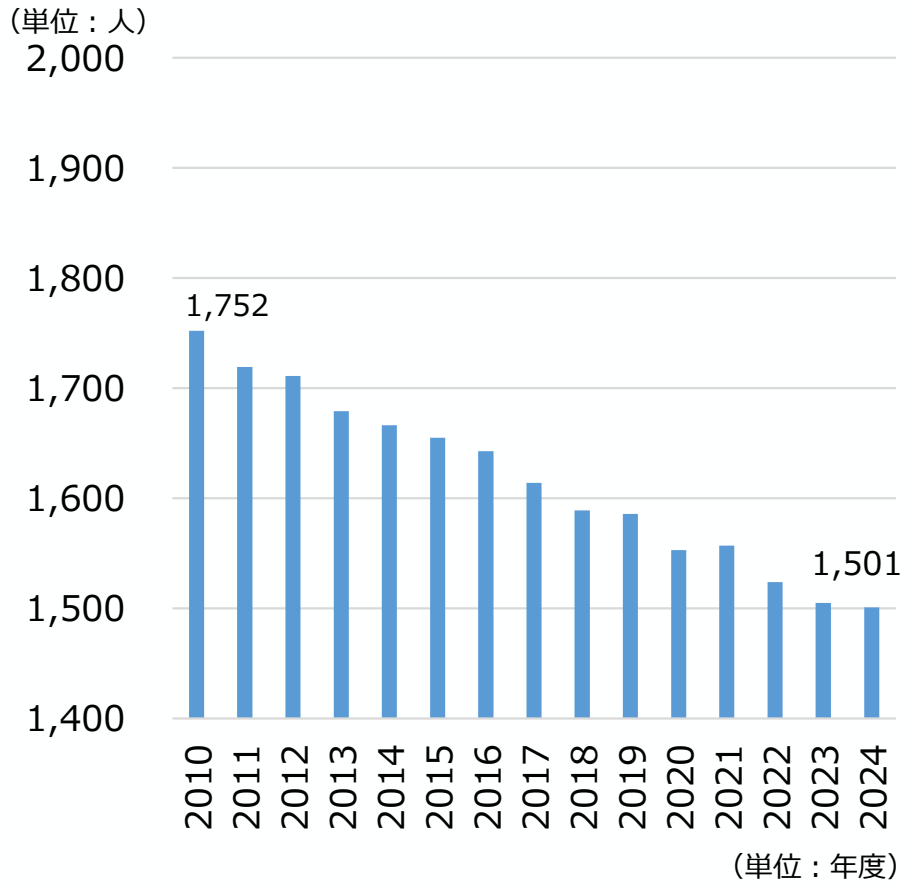
- **料金収入及び契約水量はともに減少傾向。**
- **職員数についても減少傾向**にあり、**人員の確保や業務効率化、経営最適化の取組が重要。**

工業用水道事業の料金収入・契約水量の推移



（注）料金収入とは、公営企業年鑑上の給水収益を指す。
（出所）料金収入（注）は総務省「地方公営企業年鑑」、契約水量は工業用水道事業法に基づく報告を基に作成。

工業用水道事業者の職員数の推移



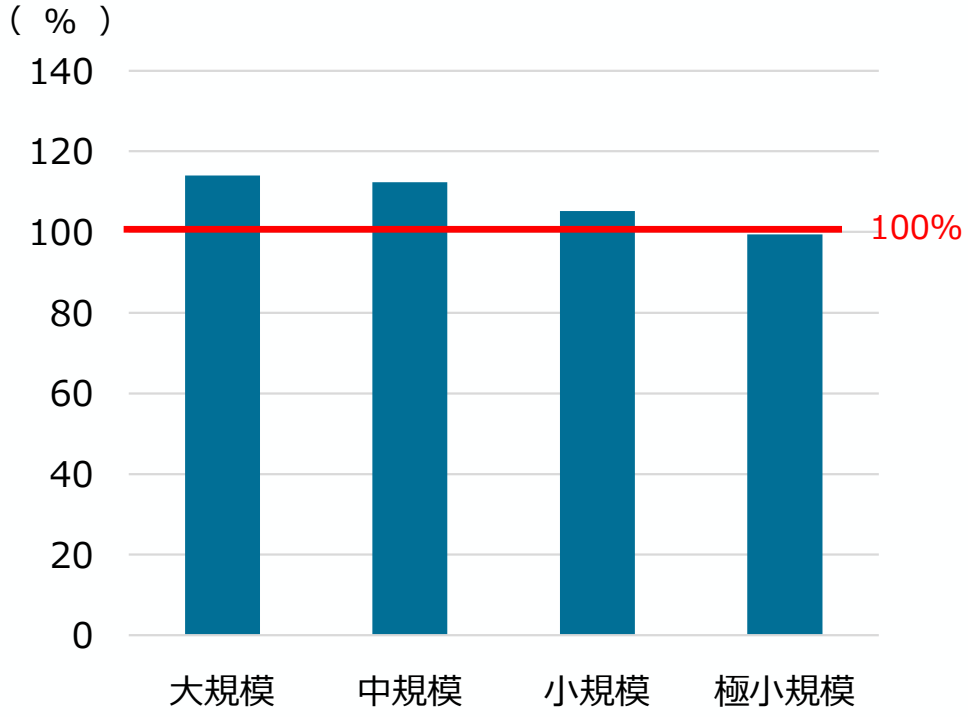
（出所）総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成

工業用水道事業における経常収支比率の状況

- 2024年度の工業用水道事業における経常収支比率は一部100%を下回っており、さらに**経常収支比率は減少傾向**にある。

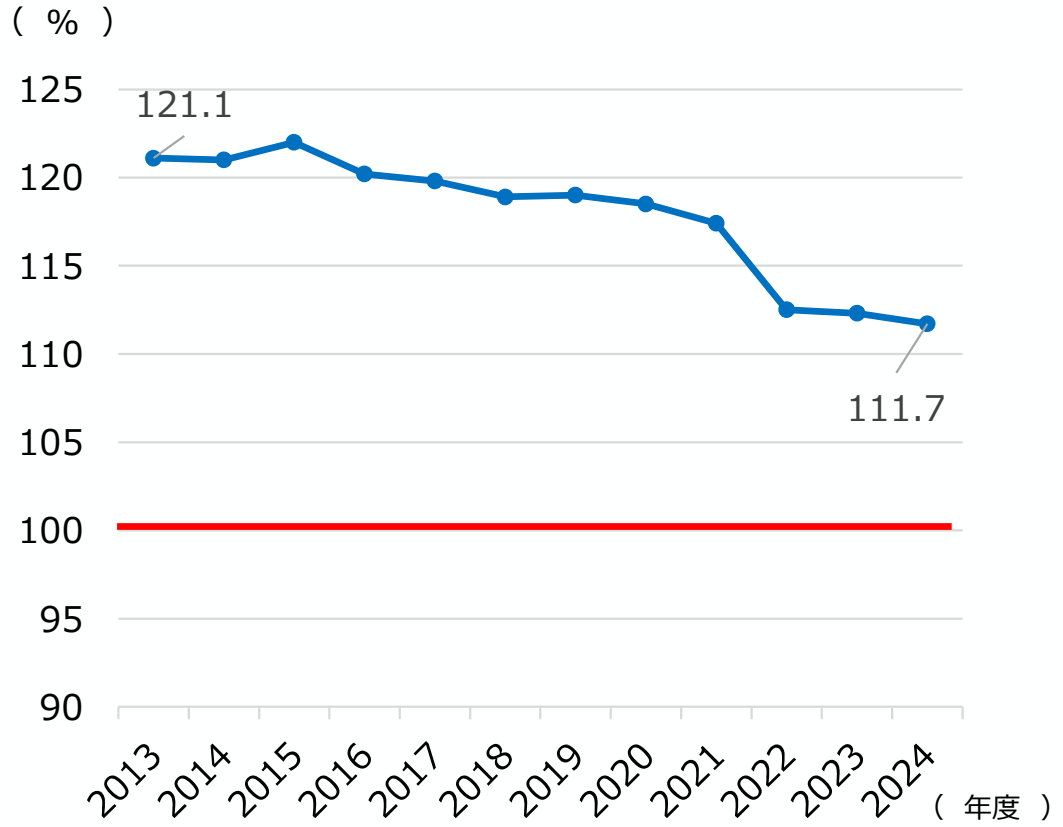
規模別に見た経常収支比率（2024年度）

$$経常収支比率（\%）= \frac{営業収益＋営業外収益}{営業費用＋営業外費用} \times 100$$



（出所）総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成。

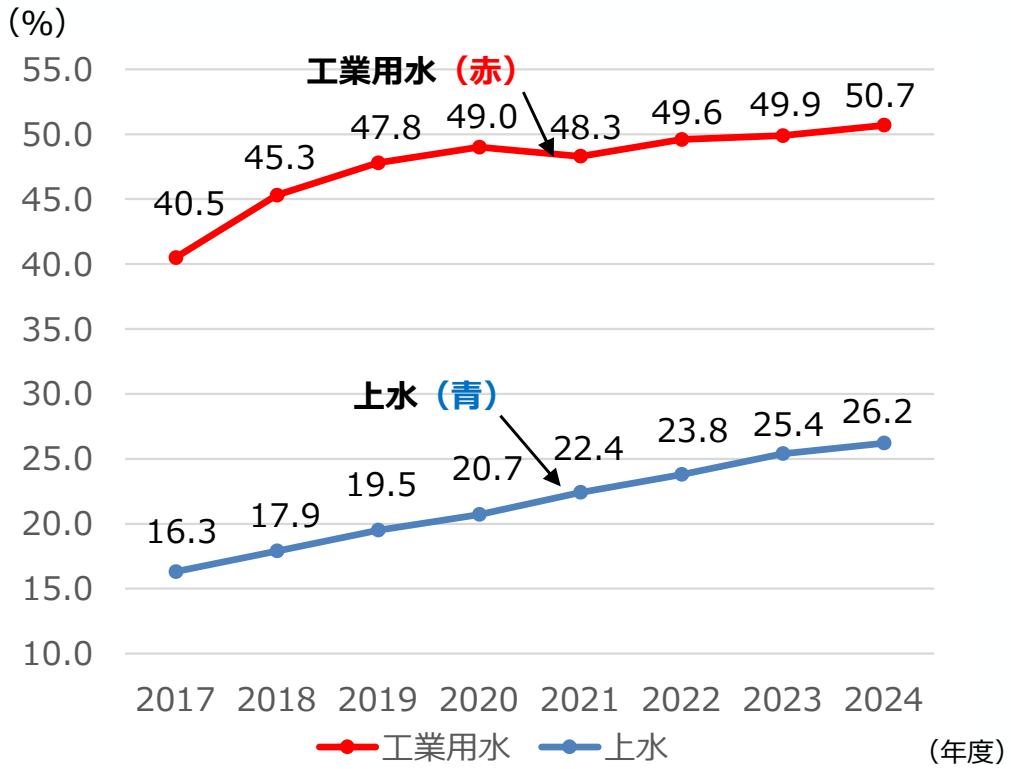
工業用水道事業における経常収支比率の推移



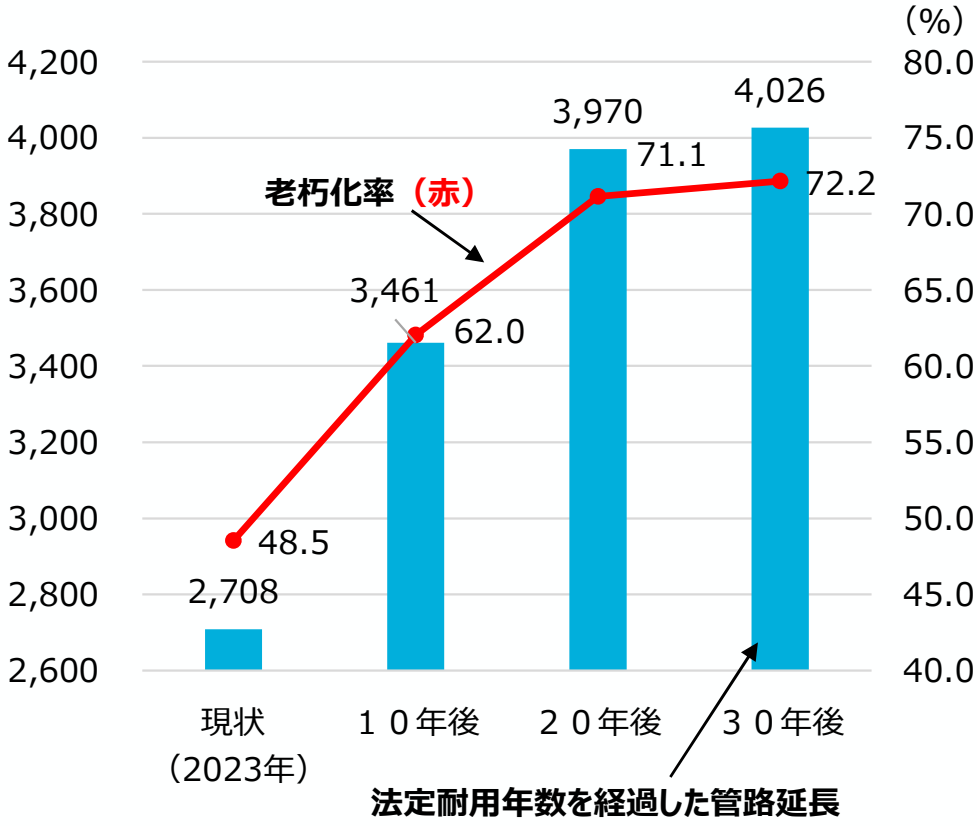
工業用水道事業における老朽化の進行状況

- **法定耐用年数（40年）を超えた管路の割合は足下で約50%。上水道と比較して高く推移。**
- 加えて、各工業用水道事業者が策定している計画に基づき順調に更新・耐震化工事が行われたとしても、**30年後には70%以上の管路が法定耐用年数を超える**ものと想定される。

法定耐用年数を超えた管路の割合



今後法定耐用年数を超える管路の割合（老朽化率）

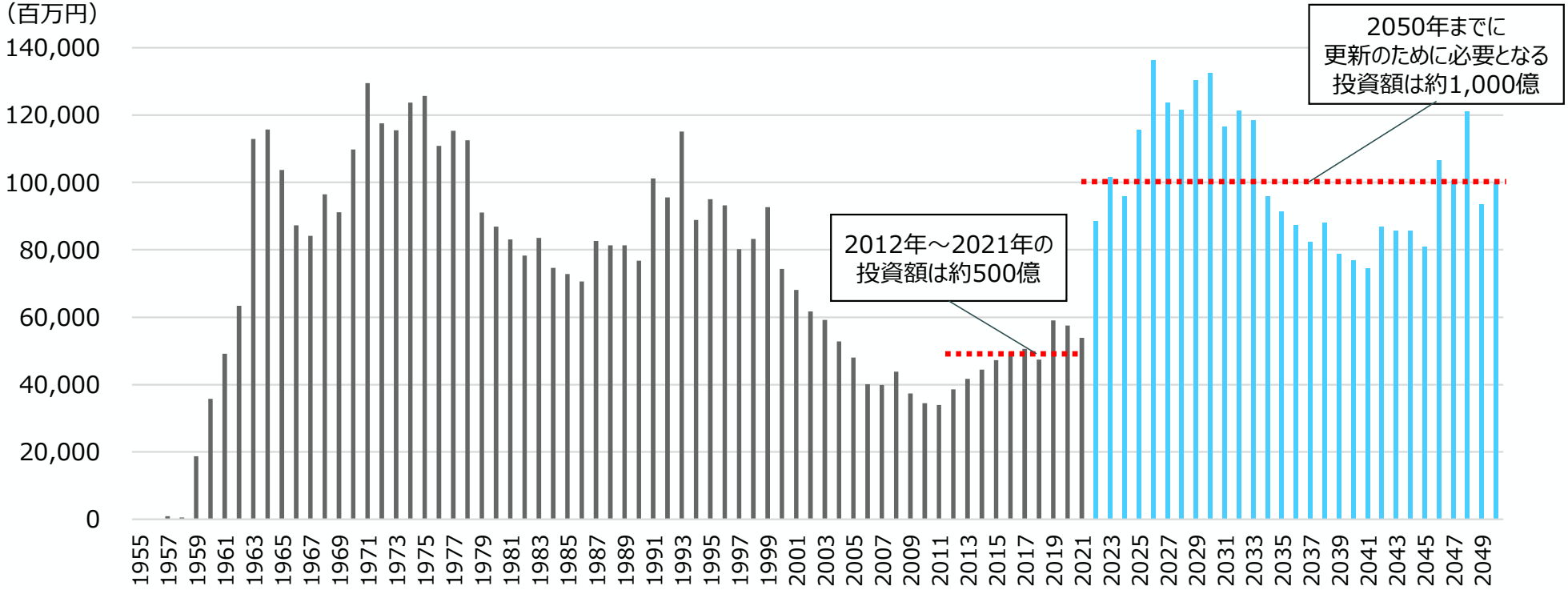


（出所）（左図）総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成。
（右図）工業用水道事業者を対象としたアンケート（2023年12月）を基に作成。（2023年3月31日時点の管路総延長と30年後までの法定耐用年数を経過した管路延長を回答した163事業の回答を集計。）

施設の老朽化対策や強靭化に向けて今後必要となる投資額

第15回工水小委 資料2抜粋
（令和6年3月13日開催）

- **過去10年間の工業用水道事業における年間平均投資額は約500億円**であるのに対し、一定の前提をもとに試算を行うと、**足下から2050年度までに更新のために必要となる年間平均投資額は約1,000億円と増加**。
- **更新投資の大幅な拡大**がなければ、老朽化への対応や強靭化対応は進まず、**低廉かつ安定的な工業用水の供給を将来に亘り継続することは困難**となる。



（注）2009年度工業用水道事業調査「工業用水道施設更新検討調査」における更新費用の推計方法（標準ケース）による試算。2021年度までは実績値、2022年度以降は推計値。実績値はデフレート後の建設改良費。
推計値は、建設改良費に占める更新対象施設資産額の比率を0.9、耐用年数を55年、建設改良費に対する平均施設再整備費比率を1.17と仮定。
（出所）総務省「地方公営企業年鑑」、国土交通省「建設工事費デフレータ（2015年基準）」を基に作成。

１．工業用水道分野における民間活用の現状

２．官民連携の促進について

３．経済産業省での支援制度等

PPP/PFI手法導入の目的と効果

- 工業用水道事業や類似事業である上下水道事業での PPP/PFI 手法の導入は、「民にできることは民に任せるという理念のもと、**民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮による、現下の社会課題の解決に向けた官民一体でのサービス維持・向上**」を目的とすることが多い。
- 工業用水道事業や上下水道事業は、事業の類似性から同じような課題や背景を持ち、PPP/PFI手法の導入に期待する効果は以下の通り整理される。

事業の背景・課題とPPP/PFI手法に期待する導入効果

背景・課題	期待する導入効果	一般的な期待効果
• 自治体職員の減少	• 人材確保 • 技術の確保（継承）	• 低廉かつ良質な公共サービスの提供 • 公共主体と民間事業者の新たな役割分担 • 民間事業者への事業機会創出
• 維持管理費用の増高 • 需要減少に伴う収入の減少	• 維持管理費等の抑制 • 新たな収入の確保	
• 施設の老朽化や耐震対策等建設改良費の増加 • 資金の減少	• 建設改良費等の抑制（新技術の導入等含む） • 財源（資金）の確保	

（出所）経済産業省「工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書（令和６年３月改訂）」を基に作成。

工業用水道分野におけるPPP/PFI推進の取組

- アクションプラン（令和5年改定版）では、水分野における新たな民間活用方式として、ウォーターPPP（コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式）を定義。**工業用水道分野においては、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIについて**、2026（令和８）年度までの目標（３件）に加え、**2031（令和13）年度までに25件の具体化を目指すことが新たに求められた。**

PPP/PFI推進アクションプラン（令和７年改定版: 2025（令和７）年6月４日決定）～抜粋～

【工業用水道分野における取組】

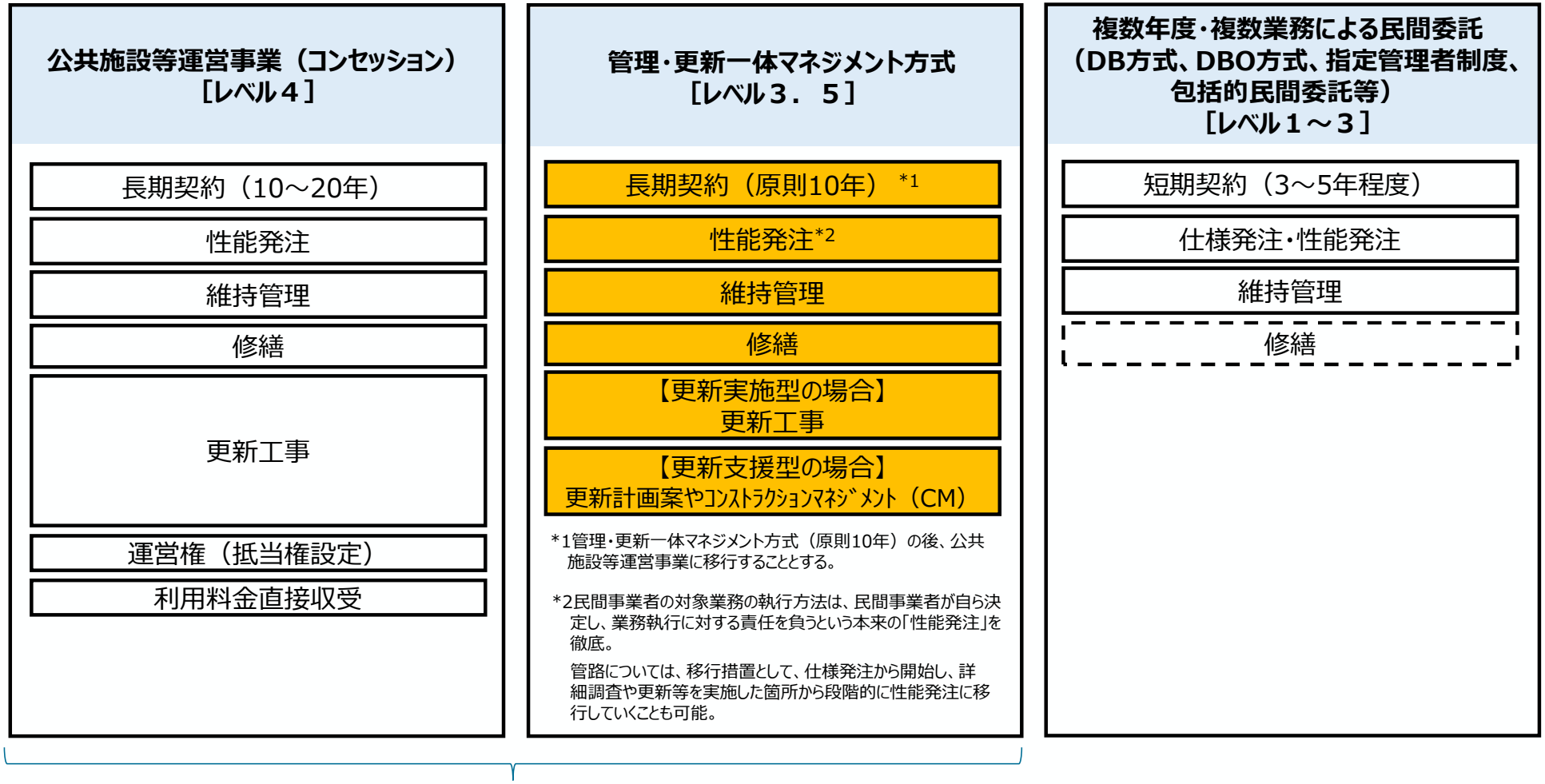
ウォーターＰＰＰをはじめとする多様なＰＰＰ／ＰＦＩを活用し、民間事業者の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減を図る。足下では令和８年度までに３件とした具体化に向けた目標は達成したことから、引き続き、令和１３年度までに２５件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む

【具体的施策】

- 工業用水道施設の強靭化事業の国費支援に関して、事業規模等が一定の条件を満たす事業については、ウォーターＰＰＰの導入を令和１０年度以降要件化する。要件化に向け、地方公共団体等に周知し、ウォーターＰＰＰの導入検討のさらなる促進を図る。
- 地方公共団体におけるウォーターＰＰＰをはじめとする多様なＰＰＰ／ＰＦＩの導入検討費用を支援する。
- 先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体等へのウォーターＰＰＰ導入に向けた伴走支援を実施する。
- 上下水道等の関係省庁とも連携し、ウォーターＰＰＰの導入検討について、トップセールス等の働きかけを実施する。
- 全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用し、ウォーターＰＰＰについて情報提供を行うとともに、トップセールスを含めたウォーターＰＰＰ等の導入検討を促進するための啓発活動を実施する。
- デジタル技術を用いて、広域化と民間活用を一体的に推進する事業モデルについて周知し、地方公共団体等における導入検討を促進する。

工業用水道事業において導入を促進すべきPPP/PFIの概要

- PPP/PFI推進アクションプランにおける**工業用水道分野の目標である「ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFI」**は、**ウォーターPPP**（**公営施設等運営事業（コンセッション）［レベル４］**、**管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]**）**及びＤＢ方式、ＤＢＯ方式等[レベル1～3]の全て**の契約形態が対象。



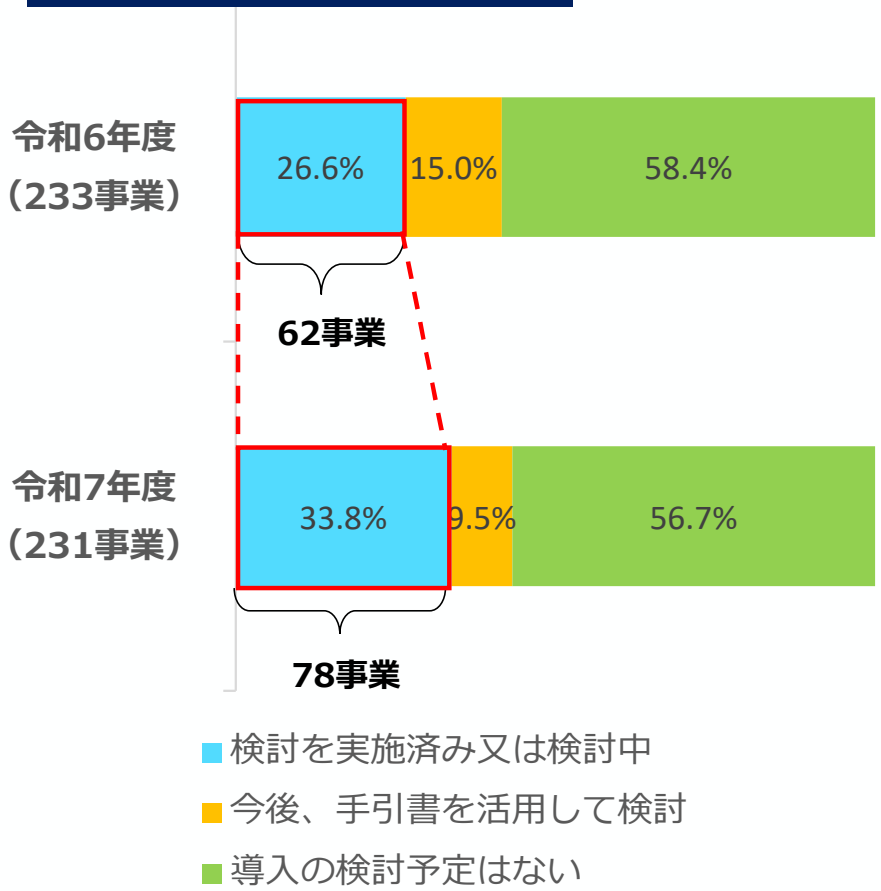
公共施設等運営事業（コンセッション）［レベル４］と管理・更新一体マネジメント方式［レベル３．５］を総称してウォーターPPPと定義。

（出所）内閣府資料を基に作成。

工業用水道分野における官民連携の現状（足下の導入状況）

- 工業用水道事業において、PPP/PFIの導入を「検討を実施済又は検討中」としている事業合計は、62事業(令和6年度)⇒78事業(令和7年度)と増加している。
- PPP/PFI推進アクションプランの目標件数の対象としている令和4年度以降の累積件数は令和7年度時点で11件。

PPP/PFIの導入検討状況



アクションプランでの工業用水道分野のPPP/PFI導入等目標

	R4FY	R5FY	R6FY	R7FY	R8FY	‥	R13FY
目標件数							**２５**
具体的検討件数※	1（実績）	5（実績）	１０（実績）	**１１（実績）**	１３		

※導入等目標に向けて必要となる具体的検討事例の目標件数（累積値）

アクションプランの実績に対する内訳（導入手法）	件数
コンセッション	1
レベル3.5（管理更新一体マネジメント方式）	3
DBO（Design Build Operate ）方式	1
DBM（Design Build Maintenance）方式	1
DB（Design Build）方式	3
包括的民間委託	1
指定管理者制度	1
合計	１１

（出所）工業用水道事業者を対象としたアンケート（2026年３月）を基に作成。

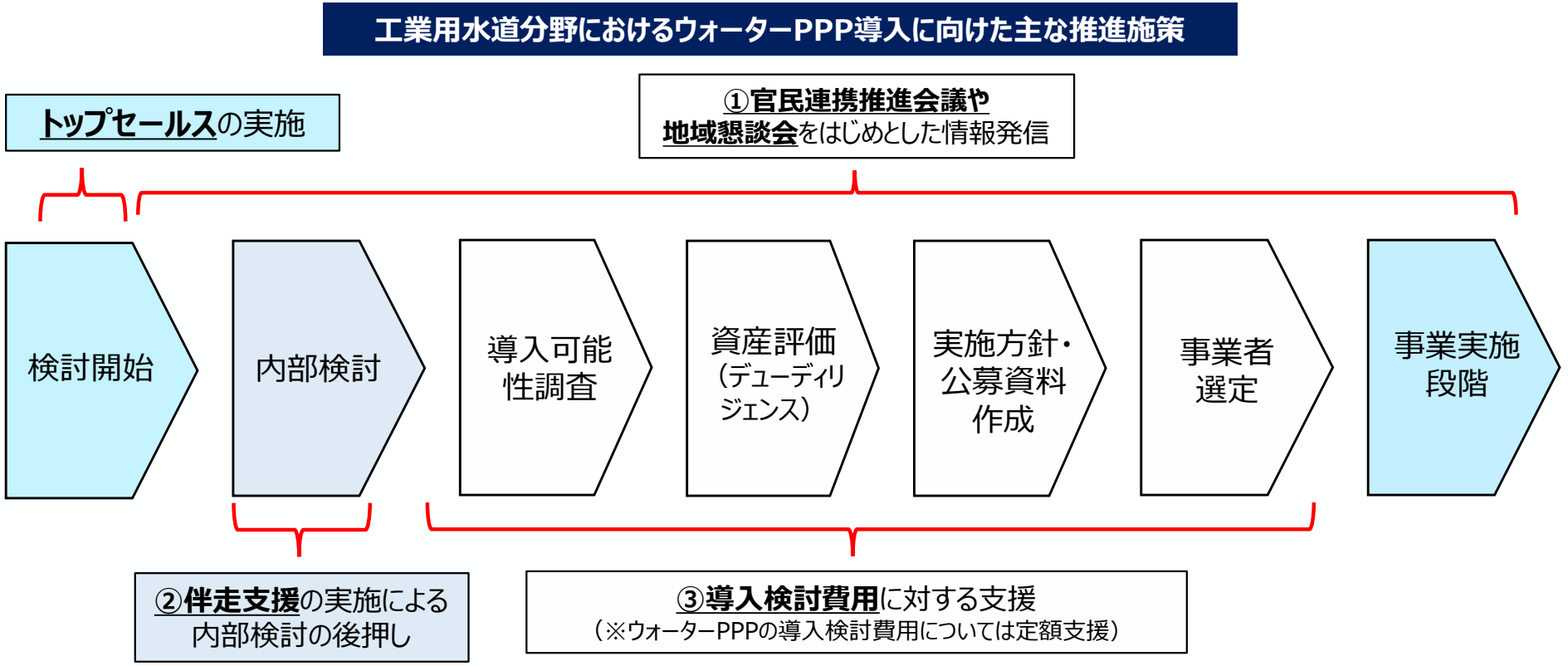
１．工業用水道分野における民間活用の現状

２．官民連携の促進について

３．経済産業省での支援制度等

経済産業省における推進施策（全体概要）

- 工業用水道分野に対するウォーターPPPの導入検討に向けた支援として、**伴走支援の実施**による事業者の内部検討の後押しや、**導入検討費用に対する定額支援制度**の創設など、事業実施に向けてあらゆる段階の取組を支援。
- また、**官民連携の可能性が高いと見込まれる事業に対する直接的な働きかけ**（トップセールス）や、**ウォーターPPPに関する情報発信**を通じて、工業用水道事業者のウォーターPPPに関する理解醸成に向けた取組を継続して実施していく。



経済産業省における推進施策（伴走支援）

- 令和５年度補正予算より、工業用水道事業者におけるウォーターPPPの導入検討までの伴走支援（ポテンシャル調査）を実施。令和８年度も継続して実施中。
- 伴走支援自治体に対し、ウォーターPPP導入の課題を整理し、ウォーターPPPの導入検討を促進。
- 伴走支援の結果については、HP等において、広く工業用水道事業者に情報提供する予定。

伴走支援（ポテンシャル調査）の内容

1.　事業概要の整理

・事業概要の整理とPPP/PFI導入目的の明確化
・事業の基本情報の整理

2.　現状及び事業課題の整理

・組織体制の整理
・水需要、更新需要、財政収支の現状及び見通しの整理

3.　伴走支援を通じた課題の整理

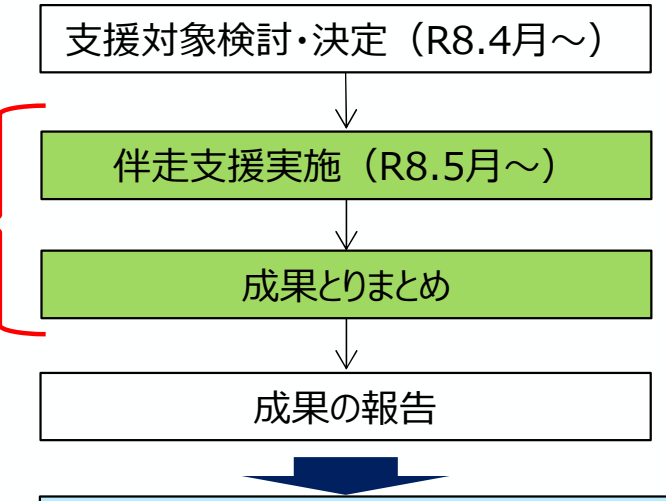
・今後の課題と対応策（適切な PPP/PFI手法の洗い出し）
・マーケットサウンディング
・関係者説明資料の作成

スキーム



※3事業者（R8年度）

支援スケジュール



・伴走支援自治体

伴走支援の内容をもとに導入可能性調査等のPPP/PFI導入に向けた次のステップの実施につなげる。

・工業用水道事業者

伴走支援結果やPPP/PFI導入に関する情報をHP等で横展開を行うことで理解醸成を図る。

経済産業省における推進施策（導入補助）

- 令和５年度補正予算より、ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する制度を創設。

目的

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）のウォーターPPP推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

＊R4年度-R13年度の10年間で、工業用水道分野では25件のウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIを具体化

＊ウォーターPPPは、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

	コンセッション方式	レベル3.5			ウォーターPPP以外
		他分野連携（特に上下水道）	他地方公共団体連携（広域・共同）	工業用水道分野のみ	
	上限 5千万円	上限 4千万円		上限 2千万円	強靭化と同様の補助率（30%以内）
導入可能性調査（FS）	○	○	○	○	○
資産評価（デューデリジェンス、DD）	○	○	○	○	○
実施方針・公募資料作成	○	○	○	×	○
事業者選定	○	○	○	×	○

工業用水道補助金採択におけるウォーターPPP導入の要件化

- **一定の事業規模（料金収入10億円以上等）を超える事業については、ウォーターPPPの導入を補助金採択の要件**（事業者の準備期間を考慮し、2028（令和10）年度予算より適用）。
- ただし、既存のPPP/PFIの契約期間中である事業、施設を再編中の事業、ウォーターPPPの導入可能性調査を実施したものの、民間企業の参入意向が確認できなかった事業は対象外とする。

工業用水道事業費補助金※におけるウォーターPPP導入の要件化

※ 災害復旧事業は除く

対象事業

- 民間企業が事業を運営することを考慮し、事業規模として、料金収入10億円以上（料金収入10億円～15億円未満の事業は経常利益3.5億円以上）の工業用水道事業

要件化の内容

- 補助金採択にあたり、ウォーターPPPの導入決定を要件とする。
- ウォーターPPPの導入を決定するまでに必要な準備期間（導入可能性調査に要する期間等）を考慮し、2028（令和10）年度予算から適用する。
- ただし、以下の工業用水道事業は直ちに適用しない。

 ① 既存のPPP/PFIの契約期間中の事業
 2023（令和５）年度以前に締結した契約が完了する年度以降に適用

 ② 施設の統廃合など再編に取り組む事業
 再編の完了以降に適用
- 導入可能性調査の結果、複数の民間企業の参入意向が確認できなかった場合は適用しない。

参考資料

【参考】PPP/PFI手法の特徴と比較

- 代表的な PPP/PFI 手法で期待される導入効果の範囲は、概ね以下のように整理することができる。

PPP/PFI 手法と導入効果

導入効果	⓪個別委託	①包括委託	②指定管理者制度	③DBO	④PFI（BTO等）	⑤PFI（コンセッション）
人材確保	○	○	○	○	○	○
技術の確保（継承）		○	○	○	○	○
維持管理費の抑制	○	○	○	○	○	○
新たな収入の確保			（○）※		（○）※	○
建設改良費の抑制				○	○	○
財源（資金）の確保					○	○
（経営の意思決定）						○

※利用料金制・独立採算型（サービス購入型併用含む）を採用する場合

- **各手法**
 人材（人員）確保と維持管理の効率化や費用抑制の効果が期待され、その効果の発揮は対象業務範囲が大きい程大きくなることが期待される。建設改良の効率化や建設改良費の抑制についても同様である。最大限の効果を発揮できる可能性が高いのは施設及び業務全体を対象とし建設改良や経営に関する意思決定を含むことができるコンセッションと考えられる。
- **①包括委託及び②指定管理者制度**
 管理運営に関する業務を対象として導入が進んでおり、その効果は維持管理等の改善と費用の抑制が中心となる。
- **③DBO 及び④PFI（BTO 等）**
 新規施設や更新施設に関する事業を対象として導入が進んでおり、その効果は対象とする施設・業務範囲に対する維持管理・建設改良の改善と費用・建設改良費の抑制が中心となる。
- **⑤PFI（コンセッション）**
 既存施設に対する運営権を設定し、PFI 事業者が料金収受をする利用料金制（併用含む）とすることで、維持管理等の改善と費用の抑制、新たな収入の確保を期待できる。さらに建設改良も含めることで建設改良の改善と建設改良費の抑制に資することも可能である。なお、工業用水道事業は民間事業者が許可を受けて経営することも可能であり、事業経営の意思決定まで委ねることも可能である。

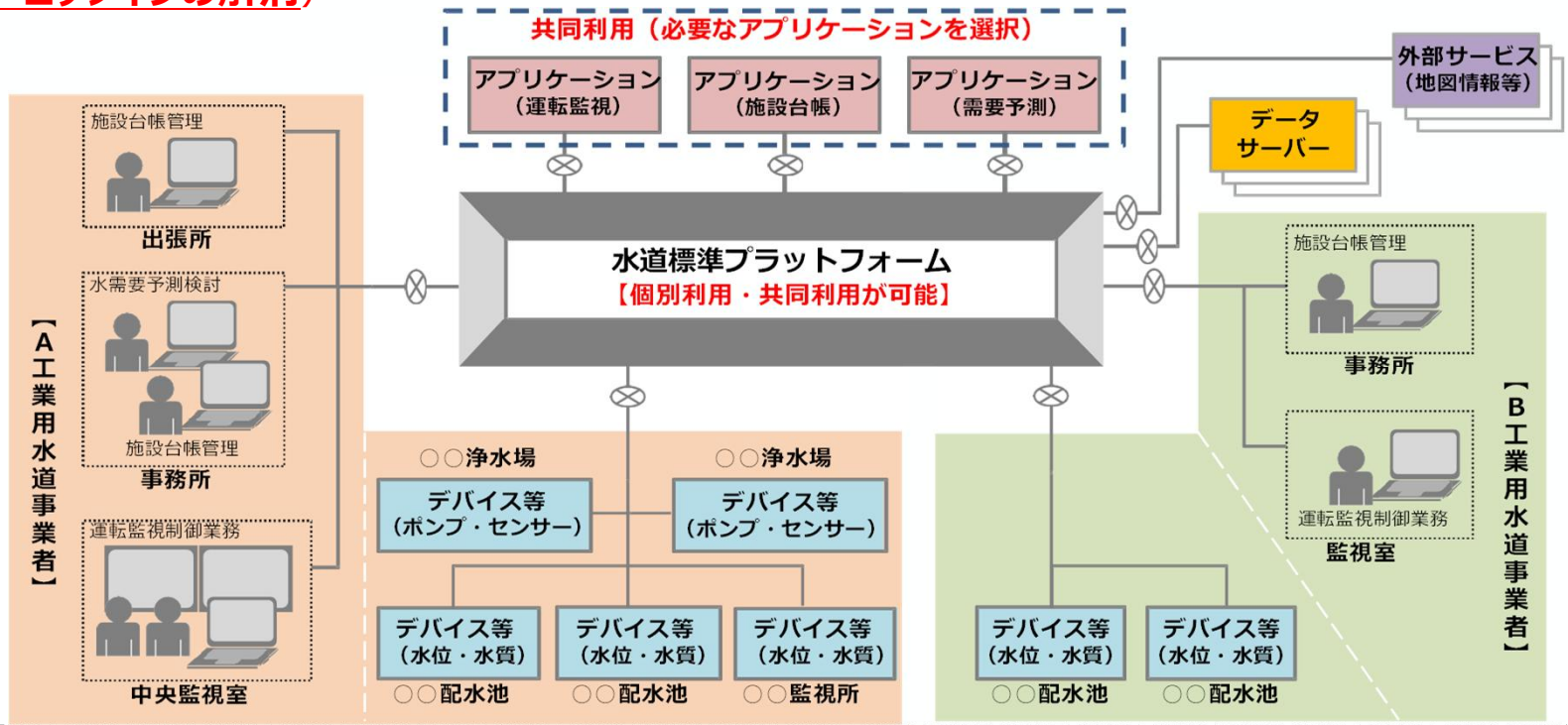
（出所）経済産業省「工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書（令和６年３月改訂）」を基に作成。

【参考】水道情報活用システムの概要

- **水道情報活用システムの標準仕様**は、**経済産業省（情報産業課）と厚生労働省が連携し**、水道事業間でのデータ利活用や広域連携のための共通基盤として**平成30年に策定**。
- その後、標準仕様の実装を進め、(株)JECCにおいて令和２年５月から標準仕様を**実装した水道標準プラットフォームの運用を開始（工業用水道分野については、令和４年２月より開始）**。
- 水道情報活用システムにより、過去の点検データを用いた設備の効率的な維持管理や浄水場の効率的、効果的な運転監視等が実現されることで、**更新費用の合理化も期待されるため、システムの活用を促進**。
- 水道情報活用システムの標準仕様は、**（一社）水道情報活用システム標準仕様研究会が維持管理・普及促進**を担当。

【参考】水道情報活用システムについて

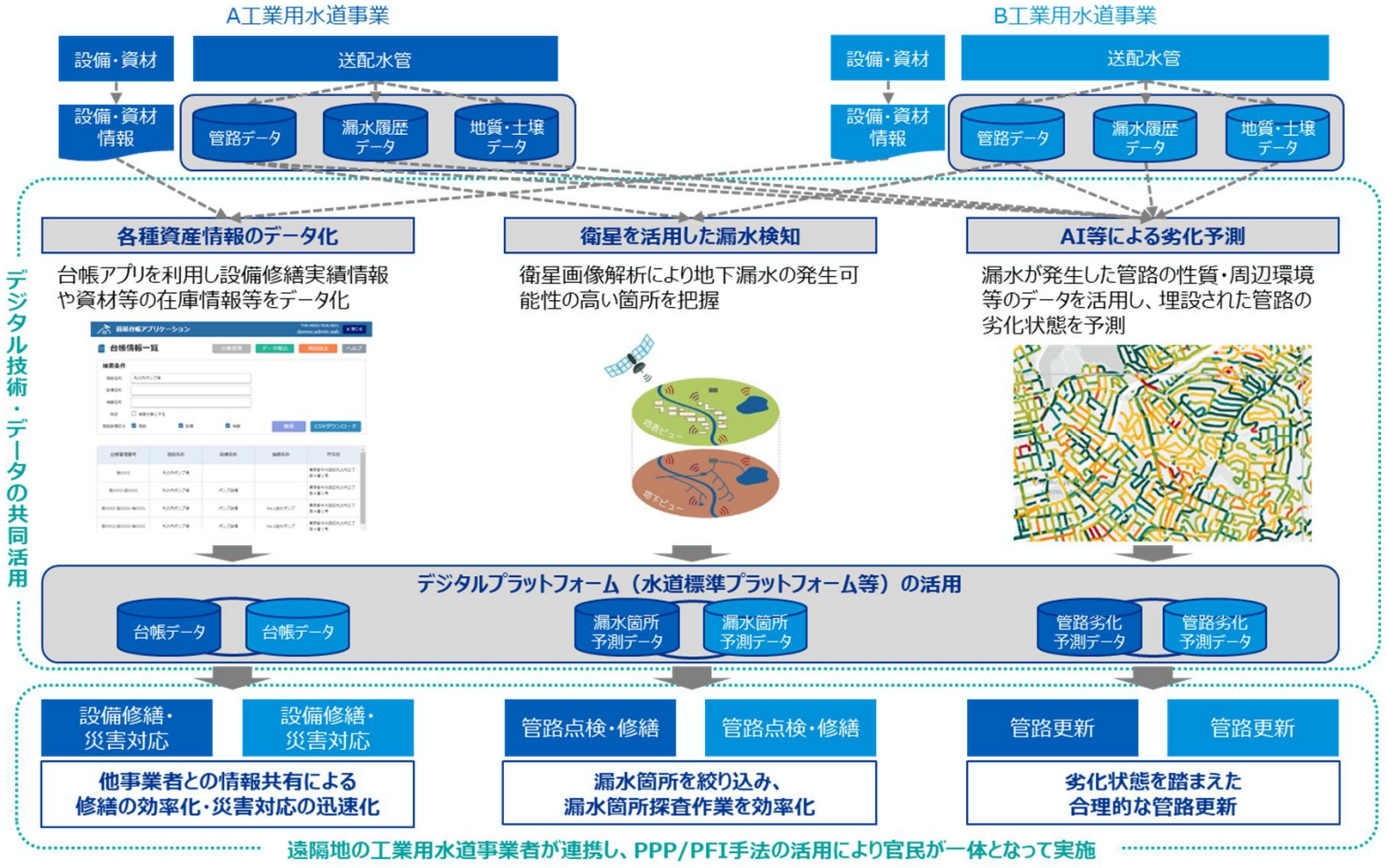
データ流通仕様等が統一され、セキュリティが担保されたクラウドを活用した標準プラットフォームとして構築されたシステム。
（ベンダーロックインの解消）



（出所）厚生労働省「令和3年全国水道関係担当者会議資料」を基に作成。

【参考】デジタル技術等・広域化等・民間活用の促進に向けた事業モデルの概要

- 2022（令和４）年度に、水道情報活用システムを含むデジタル技術を活用し、遠隔地の事業間の連携を図り、スケールメリットを生かした多様な民間活用の導入により、工業用水道事業者の業務の効率化等の実現を目指す事業モデルを創出。
- また、2023（令和５）年度予算より、デジタル技術等を用いた広域化等や民間活用の導入費用の一部を支援すべく、工業用水道事業費補助金の補助対象を拡大。



（出所）令和４年度「工業用水道事業におけるデジタル技術等・広域化等・民間活用の一体的導入の可能性調査事業」を基に作成。

【参考】事業モデルの導入促進に向けた今後の取組

- 地域で開催するブロック会議等を活用して、2022（令和４）年度に創出した事業モデルについて工業用水道事業者に向けて情報提供を行い、工業用水道事業者が抱える課題について事業者間での共有や、課題解決に資するデジタル技術に対する理解醸成を図り、段階的に広域化、民間活用方式の検討を促す。

	1 課題抽出・優先順位付け	2 課題解決が期待できるデジタル技術の特定・広域的導入メリットの確認	3 各デジタル技術に適した広域化事業の特定	4 広域化を進める上での民間活用方式の検討
判断事項	**優先して解決すべき事業上の課題は何か？** （課題の類型） 1. 人員・ノウハウに関する課題 2. 施設の維持管理・更新に関する課題 3. 安定的な収益獲得に関する課題 4. 情報・社会的責任に関する課題	**課題解決に有用な技術とその広域活用によるメリットは？** （デジタル技術の類型） 1. デジタルを活用した情報処理 2. デジタルプラットフォームを活用した一元管理 3. AI/IoTによる遠隔監視・将来予測・自動制御等 4. 資源効率の最適化 5. デジタルツインによる自律化	**事業間連携を図る相手先はどこが適当か？** （連携先の例） Ⅰ 同事業者内※1の工水事業 Ⅱ 他事業者※2の工水事業 Ⅲ 同事業者内の上水事業 Ⅳ 同事業者内の下水事業 Ⅴ 同事業者内の電気事業 Ⅵ 同事業者内のガス事業	**デジタル技術の導入メリットを活かせる民間活用手法は？** （民間活用手法の例） 長期契約・性能発注等の民間事業者の裁量の活用を容易にする方策の共同活用　等 （業務委託、包括委託、指定管理者制度、公共施設等運営権（コンセッション）制度　等）
判断指針	➢ ヒト・モノ・カネ（上記1~4）といった観点から事業課題を整理し、優先順位付けをする 優先順位付けを行う際の考慮事項 • 中長期的な取組視点の必要性 • 業務コストの規模 • 防災・施設強靭化対策 • 更新投資の実施予定時期 • 職員の減少・退職予定 • 近隣自治体との共通課題	➢ 民間事業者へのヒアリング等を通じて、目的を達成しうるデジタル技術やその導入コスト等を把握する ➢ 他の工水事業等と連携し広域的に導入することで、さらなるメリットを享受できるかどうかを確認する ➢ 中長期的な視点からの業務効率化・安全性確保の基盤づくり（例：データフォーマットの統一化、ネットワークセキュリティ）に取組む	➢ デジタル技術を広域的に利用する場合の相手先として適当と考えられる事業を特定する ➢ 相手先を特定するうえでは、①共通課題を持つ他事業者を見つけること、又は②近隣他事業者において共通の課題を見つけることが有用である ➢ 一般的には、同事業者同士かつ事業の親和性の高いⅠ・Ⅲが最も連携しやすく、次いで同事業であるⅡが連携しやすいと考えられる	➢ 民間活用方式を検討するうえでは、デジタル技術の導入から活用までの過程において、民間のノウハウ等をどこまで活用するのが効果的かつ効率的かを検討する。 ➢ 運営期間終了後の事業継続も見据えた、中長期での課題解決（例：運営期間中の投資回収を可能にする仕組みや、公共への技術承継も確保する仕組み）も視野に入れて検討する

※1 「同事業者」とは、検討対象の工業用水道事業者たる地方公共団体等が運営する事業であることを意味する。以下同様。
※2 「Ⅱ 他事業者の工水事業」の評価は、工業用水道事業者間で、データ共有についての合意が得られていることを前提とする。以下同様。

（出所）令和４年度「工業用水道事業におけるデジタル技術等・広域化等・民間活用の一体的導入の可能性調査事業」を基に作成。

【参考】令和７年度補正予算

工業用水道事業費

令和７年度補正予算額 12億円

経済産業政策局
地域産業基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が増加している。

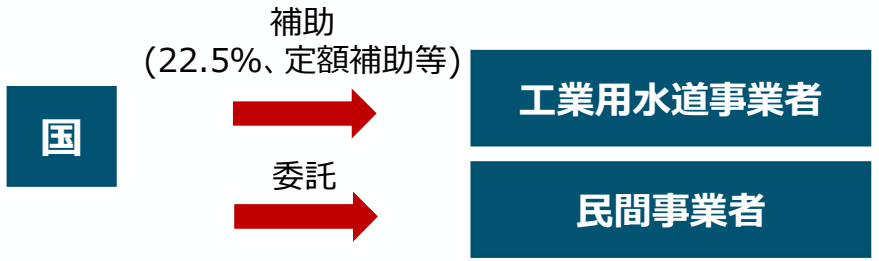
こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）の加速化を図るとともに、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

事業概要

・激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。

・施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援するほか、民間活用の更なる導入促進のためのソフト支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



施設の強靱化の例

耐震化



耐震管の布設

浸水対策



施設のかさ上げ

停電対策



自家用発電機の整備

成果目標・事業期間

・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、基幹管路の耐震化適合率を令和12年度までに65%、令和24年度までに100%にすることを目標とする。

・工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和８年度までに３件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

【参考】令和８年度当初予算

工業用水道事業費

経済産業政策局
地域産業基盤整備課

令和８年度予算　　２０億円（２１億円）

事業目的・概要

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が増加している。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）の加速化を図るとともに、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

事業概要

・激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。

・施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援する。

・また、令和８年度予算より「更新・耐震・アセットマネジメント指針」に基づいた中長期計画の策定を段階的に要件化し、実効性のある計画の策定を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（22.5%、定額補助等） → 工業用水道事業者

施設の強靱化の例

耐震化



耐震管の布設

浸水対策



施設のかさ上げ

停電対策



自家用発電機の整備

成果目標・事業期間

・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、基幹管路の耐震適合率を令和12年度までに65%、令和24年度までに100%にすることを目標とする。

・工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和８年度までに３件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

工業用水道事業費

経済産業政策局
地域産業基盤整備課

令和９年度概算要求額　４７億円（R8当初20億円、R7補正12億円）

事業目的・概要

事業目的

工業用水道事業は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支え、日本の成長投資に貢献する重要インフラ。近年、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、大規模な漏水事故等による供給支障リスクが高まっており、工業用水の安定供給の確保のためには、将来リスクに先手を打つ「危機管理投資」として強靱な工業用水道が不可欠。

このため、令和７年６月に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）を図るとともに、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的とする。

事業概要

激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。

また、施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、ダウンサイジングの検討やデジタル技術、広域化や民間活用の導入に対する事業の費用の一部を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（22.5%、定額補助等） → 工業用水道事業者

施設の強靱化の例

耐震化



耐震管の布設

浸水対策



施設のかさ上げ

停電対策



自家用発電機の整備

成果目標・事業期間

- 工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、基幹管路の耐震適合率を令和12年度までに65%、令和24年度までに100%にすることを目標とする。
- 工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和８年度までに３件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

【参考】他省庁の推進施策（総務省）

令和７年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」
～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

○ 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている

○ しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化**し、財政運営の質の向上を図るため、**総務省と地方公共団体金融機構の共同事業**として、**団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（１） 支援分野

○ 公営企業・第三セクター等の経営改革
- ＤＸ・ＧＸの取組
- 経営戦略の改定・経営改善
- 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- 上下水道の広域化等
- 第三セクター等の経営健全化

○ 公営企業会計の適用
○ 地方公会計の整備・活用
○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
○ 地方公共団体のＤＸ（消防防災ＤＸなど）
○ 地方公共団体のＧＸ
○ 地方公共団体間の広域連携
（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
○ 首長・管理者向けトップセミナー

（２） 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣		都道府県に派遣
課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

（出所）総務省 自治財政局公営企業経営室 公営企業課

【参考】工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書等の掲載ページ

〇WPPP促進パンフレット　工業用水道事業者向け

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/wppp_sokushinpamphlet__jigyousha.pdf

〇工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ導入の手引書（本編）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202403.pdf

〇別添「工業用水道事業におけるＰＰＰ／ＰＦＩ手法および事例」（事例集）

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_202212_betten.pdf

〇付属資料：その１「検討ツールの解説書」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f1.pdf

〇付属資料：その２「プロセス＆チェックリスト」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f2.pdf

〇付属資料：その３「関係者説明資料①」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f3.pdf

〇付属資料：その４「関係者説明資料②」

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20210831_f4.pdf

〇令和６年度工業用水道分野における民間活用促進事業報告書

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/r6fy_minkankatsuyou_houkokusyo.pdf

【問合せ先】
経済産業政策局　地域産業基盤整備課
電話　：０３－３５０１－１５１１（内線：２７８１）
メール：bzl-kogyo-yosui@meti.go.jp